

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
環境農林水産部 エネルギー政策課	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、職員の事情により一部検査項目を別日に受診したため、その時間については年休等取得の手続を行わなければならないが、職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 600 1356 835"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和2年12月7日</td> <td>令和2年12月11日 午前9時30分から10時00分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	健診日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和2年12月7日	令和2年12月11日 午前9時30分から10時00分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方公務員法】</b>                      (職務に専念する義務)                      第35条 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b>                      (職務に専念する義務の免除)                      第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。                      二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【休暇休業制度解説】</b>(総務事務システム「マニュアル・規定・データ集」)                      ○条例に基づく職務専念義務の免除                      本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1457 1482 2407 1707"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科 検診、大腸検診</td> <td>人事局(企画厚生課)において実施要綱を作成</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科 検診、大腸検診	人事局(企画厚生課)において実施要綱を作成	<p>誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>今回の指摘事項の原因は、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについての正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。</p> <p>再発防止のため、課内職員に対し、サービスに係る申請を適正に行うよう周知徹底を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実にを行うよう注意喚起を行った。</p>
職員	健康診断名	健診日	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和2年12月7日	令和2年12月11日 午前9時30分から10時00分まで																
根拠	条文	具体例	備考																
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科 検診、大腸検診	人事局(企画厚生課)において実施要綱を作成																

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年6月30日)